

青葉区マスコットキャラクター「なしかちゃん」イラスト使用要綱

青 政 第 224 号

制 定 平成26年6月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、青葉区が保有する青葉区マスコットキャラクター「なしかちゃん」イラスト（以下「なしかちゃんイラスト」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 「なしかちゃんイラスト」に関する一切の権利は、青葉区に属する。

(使用目的)

第3条 「なしかちゃんイラスト」は、青葉区への愛着や親しみを高めるとともに、青葉区のイメージを内外で向上させるために使用するものとする。

(使用申請)

第4条 「なしかちゃんイラスト」を使用するときは、事前に青葉区長（以下「区長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 青葉区又は横浜市等の区局等が、広報又はそれに準ずる業務の目的で使用する場合
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (4) その他区長が使用承認申請を必要としないと特に認める場合

2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、青葉区へ提出しなければならない。

- (1) 「なしかちゃんイラスト」の使用状況がわかる完成見本等
- (2) その他区長が必要と認める書類

(使用承認)

第5条 区長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第3条に定める使用目的に合致する場合は、使用の承認ができる。この際、区長が必要があると認める場合には、「なしかちゃんイラスト」の使用法その他について、条件を付することができる。

2 区長は、使用承認を行ったときは、使用承認書(様式第2号)を申請者へ送付する。

(使用を承認しない場合)

第6条 「なしかちゃんイラスト」の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれのある場合
- (2) 青葉区の信用又は品位を害するとき、又はそのおそれのある場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれのある場合
- (4) 「なしかちゃん」のイメージを損なうとき、又はそのおそれのある場合
- (5) 「なしかちゃんイラスト」の著しい変形その他使用が適当でないと認められる場合
- (6) その他区長が承認が不適當と認める場合

(使用上の遵守事項)

第7条 「なしかちゃんイラスト」を使用するすべての者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として「なしかちゃんイラスト」に付属して「青葉区マスコットキャラクターなしかちゃん」のキャプションを明示すること。ただし、一連の印刷物に複数回「なしかちゃん」を表示する場合には、少なくとも最初の1個にキャプションをつけること。
  - (2) 原則としてデザインの変形や色の変更をしないこと。また、無断でほかの図形等と重ねて使用しないこと。ただし、縮小及び拡大により倍率を変更する等、縦横比が変わらない方法で使用することができる。
- 2 第5条の規定による使用承認を受けた団体等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 承認を受けた使用内容のみに使用すること。
  - (2) 承認にかかわる物品等の完成品を青葉区へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、写真等を提出すること。
  - (3) 第5条の承認を受けた権利を譲渡、転貸しないこと。

(使用料)

第8条 「なしかちゃんイラスト」の使用料は、無料とする。

(使用内容の変更)

第9条 使用者は、使用内容を追加または変更しようとする場合は、あらかじめ使用変更申請書（様式第3号）を区長へ提出し、承認を受けなければならない。ただし、区長が軽微な変更であると認め、変更の届け出を要しないものと判断した場合はこの限りではない。

- 2 区長は、前項に規定する仕様変更の申請があった場合には、その内容を確認し、適当と認めるときは、使用変更承認書（様式第4号）を使用者へ通知するものとする。

(使用承認の取消し等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

(1) 使用者がこの要綱に違反した場合

(2) 使用者が第5条又は第9条による使用承認に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが認められる場合

(4) その他「なしかちゃんイラスト」の使用内容が不相当であると認められる場合

2 区長は、前項により使用承認を取り消すときは、使用承認取消書（様式第5号）を使用者へ通知するものとする。

3 青葉区は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 区長は、使用者に「なしかちゃんイラスト」の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占制等)

第11条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「なしかちゃんイラスト」を使用する権利を付与するものではない。

2 使用承認は、使用者、使用するイベント等について青葉区の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 青葉区は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 青葉区は、「なしかちゃんイラスト」の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、「なしかちゃんイラスト」の使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、「なしかちゃんイラスト」の使用に際して故意又は過失により青葉区及び横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を青葉区及び横浜市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 区長は、広く利用促進を図る視点から「なしかちゃんイラスト」の使用承認の状況等について公開することができる。

(管理)

第15条 「なしかちゃんイラスト」の使用管理及び当要綱に関する事務等については、青葉区区政推進課（以下「区政推進課」という。）が所管する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、「なしかちゃんイラスト」の使用に関し必要な事項は、別に区長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。